

札幌市二十四軒南保育園の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 平成29年7月27日 募集要項、選定方法等について

第2回 平成29年10月18日 審査及び選定等について

2 選定委員会委員

委員6名（外部委員5人、内部委員（市職員）1人）

委員長 品川 ひろみ 札幌国際大学短期大学部教授

委員 田端 綾子 弁護士

委員 安達 亮介 札幌市社会福祉協議会事務局副局長

委員 辻 芳晃 公認会計士

委員 舟根 大 社会保険労務士

委員 川原 真人 子ども未来局子育て支援部長

3 応募団体

社会福祉法人発寒子どもの園

非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

社会福祉法人発寒子どもの園 理事長 小川 聡子

札幌市西区発寒9条11丁目1番20号

(2) 選定の理由

社会福祉法人発寒子どもの園の提案書の内容では、保育所の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、施設の効用を最大限に発揮できる事業計画が策定されており、これまで同団体が行ってきた事業の実績を生かしながら、施設の運営・管理を安定して行う体制を備えていることから、同施設の指定管理者として適切であると判断した。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	15点	15.0点
②施設の効用発揮	65点	56.5点
③安定経営能力	75点	64.5点
④管理経費の縮減	30点	26.5点
⑤その他	15点	12.5点
合計	200点	175.0点
得点率	—	87.5%

別紙

選定方法を非公募とした理由

保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、保護者の労働、疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする場合、当該児童を保育することを目的として設置された施設である。

保育所の指定管理者の募集に当たっては、施設の性格上、一時的な利用にとどまる一般の貸館施設とは異なり、施設職員と入所者（入所児童等）との長期継続的な人的信頼関係が必要とされることから、札幌市児童福祉施設条例（昭和39年条例第6号）第12条第2項の規定により、管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在、指定管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができることとされている。

現在の指定管理者である社会福祉法人発寒子どもの園による指定管理期間中の管理状況については、一人一人の子どもに応じたきめ細かい保育が行われており、保護者との十分な連携が図られていることから、管理が良好に行われていると認められる。

よって、社会福祉法人発寒子どもの園に対し、非公募により申込みを求めることとした。